

昭和二十九年六月十五日提出  
質問 第二一六号

塩の元売人に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和二十九年六月十五日

提出者 金子與重郎

衆議院議長 堤 康次郎殿

塩の元売人に関する質問主意書

一 昭和二十七年七月に塩の元売人の指定を更新した直前の期間において、元売人に指定されていたものの数は、いくらであつたか。

しかして、その中において農業協同組合又は同連合会であつて、元売人に指定されていたものの数は、いくらであつたか。

二 昭和二十七年七月以降の指定元売人及び農業協同組合又は同連合会であつて元売人に指定されたものの数は、いくらであつたか。

三 今後、元売人につき農業協同組合、同連合会若しくは消費生活協同組合を指定する方針の有無並びにその理由を説明せられたい。

四 農業協同組合又は同連合会であつて、塩の元売人の指定を受けようとする場合にあつて、専売公社の定める一箇年の販売予定数量の標準はどうなつているか。特に許容さるべき最小限度の標準を明らかに

せられたい。

五 本年度元売人の更新を行うに当り、前項以外の項目についての専売公社の定める指定基準の細目を明らかにせられたい。

六 一般用途以外の特種の用途に販売するための元売人の指定が行われたことがあるか、又現在の状況、今後の方針について説明せられたい。

右質問する。